

議員提出議案第1号

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月28日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

百谷孝浩
田仲基一
外園康裕
沼元彩佳
笹井喜世子
黒川実
金銅宏親

提 案 理 由

羽曳野市議会議員の期末手当の支給割合を規定するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 187 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(期末手当)

第 4 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間の計算は、一般職の職員の例による。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(支給方法)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p><u>第 4 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</u></p> <p><u>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該月額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する在職期間の計算は、一般職の職員の例による。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第 5 条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。</u></p> <p><u>第 6 条</u> 以下省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p><u>第 4 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職するものに期末手当を支給する。これらの期日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の期末手当の額及びその支給方法は、特別職の職員の例による。</u></p> <p><u>第 5 条</u> 以下省略</p>